

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

上山市

### 2 構造改革特別区域の名称

かみのやまワイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

上山市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

上山市（以下「本市」という。）は、山形県の東部にある村山地方の最南端に位置し、蔵王連峰の裾野に広がっており、県庁所在地である山形市と接している。東西 23.1 km、南北 18.8 km、面積は 241 km<sup>2</sup>で、市内を蔵王川、須川前川が流れ、北東に向かって凹面の形をした半円状の盆地に市街地が形成されている。道路網は国道 13 号、東北中央自動車道、鉄道は JR 山形新幹線が整備されており、東京駅からかみのやま温泉駅まで 2 時間程度の距離であり、首都圏からのアクセスは良好である。

#### (2) 気候

年間降水量は 1,400mm ほどだが、積雪は少なく暴風雨等は稀で気候的には恵まれている。果樹生育期（4～10 月）の降水量は 669.8mm 程度と全国的にも寡雨地帯と言える。年間平均気温は 11 度程度であり、昼夜の寒暖差が大きく良質な果物の生産に大きく寄与している。

#### (3) 人口

国勢調査による人口は、昭和 60 年の 38,822 人から減少に転じ、平成 22 年では 33,836 人と減少傾向にある。平成 28 年 3 月 31 日現在の人口及び世帯数は 31,673 人、11,290 世帯である。

#### (4) 産業

平成 22 年国勢調査による就業人口は、16,631 人であり、産業別割合は、第 1 次産業は 11.7%、第 2 次産業 25.2%、第 3 次産業 61.4% である。農業算出額は果樹、米、野菜等を中心に 62.1 億円である。就農人口は大きく減少しており、それに伴い農業算出

額、延べ作付面積も減少傾向にある。

#### (5) 地域づくり

本市は、平成 20 年度の内閣府「地方の元気再生事業」を足掛かりに、滞在型の新たな健康保養地を目指し、「上山型温泉クアオルト事業」を市政の重要施策に位置付けてまちづくりを展開してきた。さらに、「市民の健康増進」と「交流人口の拡大」を進めるため、「心と体がうるおうまち」を基本理念とした、まちづくりの指針となる「上山型温泉クアオルト構想」を策定した。本市の第 7 次上市市振興計画に掲げた目指すべき都市像「また来たくなるまち ずっと居たいまち〜クアオルトかみのやま〜」を基盤として、健康・観光・環境を 3 つの柱とし、自然環境や温泉、食などの本市独自の地域資源を活用したまちづくりに取り組んでいる。

※クアオルト…ドイツ語で健康保養地の意味

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、ぶどう、ラ・フランス、さくらんぼ等の果物の産地として知られており、長年培った技術と恵まれた地理的条件を活かして高品質な果実が栽培されている。特に、ワインぶどうは大手ワイナリー等から引き合いが絶えないなど、全国的にも評価が高い。本市では、かみのやまワインを重要な地域資源と捉え、普及を進めるため、平成 26 年に東北で初めて「ワインで乾杯条例」を制定した。また、地域住民や観光客がかみのやまワインに触れるイベント「やまがたワインバル」を平成 26 年から 2 年連続で開催し、県内外からワイン愛好者約 3,000 人が楽しんだ。これを受け、本市は平成 27 年 12 月、かみのやまワインによる地域振興を面的に行うプラットフォーム「かみのやまワインの郷プロジェクト協議会」を設立した。「生産⇒醸造⇒消費」の好循環サイクル実現に向けて、高品質なワインぶどうの生産を続けながら、農業者自らがワインの製造、販売による新たなビジネスモデルの創出及びブティックワイナリーを軸とする農業振興を進めるため、小規模な施設での酒類製造、販売が可能となるような条件整備を図る必要がある。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本市には現在、自家生産を行っているワイナリーが 2 社ある。本市は、果樹生産に適した気候や農地条件が整っている上に、生産、醸造の技術が高く、高品質なワインぶどうとワインを生産することができる。近年、日本ワインへの関心が高まり、ワインぶどう不足が叫ばれるなか、担い手不足、耕作放棄地の増加が顕在化している。また、現在、本市産ワインぶどうの約 75%が県外のワイナリーへ出荷、醸造されている。特例措置の活用により、地域の特産果実を用いた果実酒及びリキュール製造が小規模な施設でも可能とな

り、新規参入者や農業者等による製造、販売への参入等農業経営の選択肢の拡充、果実の高付加価値化が図られる。これらによって、域外からの移住などを含めた新たな担い手の確保や耕作放棄地などの課題の解決及び地産地醸モデルの推進により、従来のワインぶどうの生産・販売のみの場合の生産額を比較し、約5.1倍の付加価値が期待できる。詳細は以下のとおり。

ぶどう		備考
単 価	293 円	市内農業者ワインぶどう販売価格の平均
耕作可能面積	1人あたり 1ha	関係者ヒアリングから
収 量	1haあたり 15,000 kg	関係者ヒアリングから
生 産 額	4,395,000 円	単価×収量

ワイン		備考
単 価	1,500 円	1本の平均価格として想定
必要ぶどう量	1本あたり 1kg	関係者ヒアリングから
製造可能本数	1haあたり 15,000本	
生 産 額	22,500,000 円	単価×本数

ぶどう生産額：ワインの生産額 = 4,395,000 円 : 22,500,000 円 = 1:5.1

## 6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 特例措置の活用により、これまでにない多様な担い手によるブティックワイナリーの設立が可能となり、地域資源である「高品質なワインぶどう」の強みを活かした新たなビジネスモデルの創出に繋がる。これによりオリジナルワイン等の製造、販売を目指す農業者の参入による地域農業再生を図る。
- (2) 農業者に対する特区を活用したビジネスモデルの提案により、果物の高付加価値化を図り、市内産ワインぶどうを市内で醸造するといった「地域の資源を地域内で生かす」ことで、農業者と地域の活性化を図る。また、新規就農や異業種参入促進を図り、多様な担い手による個性的な「地ワイン」や、地域の「食」との融合を通じた「かみのやまワインの楽しみ方」を創出する。これらとブティックワイナリーにおけるぶどうの収穫体験等を組み合わせたプログラムの提供などにより、新たな顧客層を発掘し、交流人口拡大に結び付ける。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 「ワインの郷かみのやま」のブランド化

本市は、老舗ワイナリーの存在や、ワインぶどう栽培に適した土壌等から、全国的にもワインの一大産地になるポテンシャルを持った地域として認識されている。今回の特例措置により、個性的なブティックワイナリー設立が図られ、本市の特産品としての認知度が高まる。また、個性のある農業者が、それぞれ特色あるワインを製造することで、消費者の多様なニーズに応えることができ、「ワインの郷かみのやま」のブランドが確立される。

#### 【特産酒類製造に関する目標】

区分	平成 26 年度	平成 31 年度	平成 36 年度
特産酒類製造事業者数	2 件	5 件	10 件
特産酒類製造量	146k1	196k1	206k1

### (2) 地域農業の再生

国勢調査の結果にも表れている通り、本市は全国でも深刻なペースで人口減少が進行している地域であり、それに伴い担い手不足、耕作放棄地問題が深刻化している。生食用と比較して省力栽培が可能なワインぶどうの生産拡大、ワイン製造による経営多角化、高付加価値化による農業収益増加を通じて地域農業再生に結び付けることができる。

### (3) 交流人口拡大による地域経済活性化

本市は、温泉旅館を中心とする観光都市でもある。温泉のみならず里山でのウォーキングや地元の「食」など地域資源を活用した滞在プログラムの提供に務めている。ここに、ワインぶどうの栽培、収穫体験、ワイナリー周遊、ワインと地元食材との融合など「食」をテーマにした新たな滞在プログラムを組み込んだ旅行商品造成等により、誘客の新規需要の喚起が図られる。また、ワイナリーが域内に点在することにより、規模やコンセプトの異なるワイナリーやぶどう畑等を巡るなど、域内での滞在時間の延長が図られ、経済効果が期待できる。

## 8 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

(別紙)

## 1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・西洋梨・りんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者。

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

上山市の全域

### (3) 事業の実施期間

上記 2 に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載した者が、果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒またはリキュールを製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物であるぶどう、西洋梨、りんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産拡大等の地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者の連携、都市住民等との交流拡大による地域活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。